



確 認 事 項

法務省刑国第341号

外 総 治 協 第 3 号

平成29年7月20日

法務省刑事局国際課長

山 内 由



外務省総合外交政策局

国際安全・治安対策協力室長

宮 本 新 吾



外務省国際法局条約課長

中 村 仁 威



腐敗の防止に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の締結に関し、
条約第46条13の規定を実施するため（条約第55条3において準用する場
合を含む。），同条にいう「中央当局」として法務大臣及び法務大臣が指定す
る者を指定したところ，条約に基づいて我が国が他の締約国からの法律上の相
互援助等の要請を受領する場合における法務省と外務省との関係について，法
務省及び外務省は，下記のとおり確認する。

記

1. 条約第46条又は第55条に基づき，他の締約国から法律上の相互援助等
の要請を受領した場合には，法務省は，当該要請に当たり当該他の締約国が
通報してきた次の事項を，外務省に対し速やかに通報するものとする。ただ

し、法務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を外務省に説明して、外務省と協議するものとする。

- (1) 要請を行う当局
 - (2) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質
 - (3) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
 - (4) 関連する事実の概要
 - (5) 要請する援助についての記載及び要請を行った締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細
 - (6) 証拠、情報又は措置が求められる目的
2. 外務省は、本確認事項1. にいう法律上の相互援助等の要請に関し、同省の所掌事務に関し必要と認める場合には、法務省に対し意見を述べることができる。
3. 我が国による法律上の相互援助等の要請の実施又は不実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等に鑑み、法務省は、国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき外務省が述べた意見と異なる措置をとる場合は、外務省と協議するものとする。
4. 外務省は、法律上の相互援助等においては迅速性が極めて重要であることに鑑み、法務省が行う法律上の相互援助等の要請の実施に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。



【契印帳】

平成29年7月20日法務省刑国第341号

1通目	2通目	3通目
事法 民政	事法 民政	事法 民政

平成29年7月20日法務省刑国第342号

1通目	2通目	3通目	4通目
事法 民政	事法 民政	事法 民政	事法 民政



確 認 事 項

警察庁丁国搜発第1496号
法務省刑国第342号
外 総 治 協 第 4 号
平成29年7月20日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

国際捜査管理官

和 田



法務省刑事局国際課長

山 内 由



外務省総合外交政策局

国際安全・治安対策協力室長

宮 本 新 吾



外務省国際法局条約課長

中 村 仁 威



腐敗の防止に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の締結に関し、
条約第46条（条約第55条3において準用する場合を含む。）に基づいて我が國が他の締約国の中央当局に対し、法律上の相互援助等の要請を行う場合に

における警察庁及び法務省と外務省との関係について、警察庁、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 警察庁及び法務省は、他の締約国の中の中央当局に対し法律上の相互援助等の要請を行うに当たり、当該要請に係る在外日本大使館職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、次の事項を、同中央当局への要請に先立ち、外務省に通報するものとする。
 - (1) 要請を行う当局
 - (2) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質
 - (3) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
 - (4) 関連する事実の概要
 - (5) 要請する援助についての記載及び要請を行った締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細
 - (6) 証拠、情報又は措置が求められる目的
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの法律上の相互援助等の要請が外交関係に影響を及ぼし得ると認められる場合には、警察庁及び法務省において、他の締約国の中の中央当局に当該要請を行うに当たり、当該要請に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの認識を共有する。
3. 外務省は、法律上の相互援助等においては迅速性が極めて重要であることに鑑み、警察庁及び法務省が行う法律上の相互援助等の要請に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

